

通販トラブル
還付金詐欺
点検商法
...

マルチ商法
架空請求
押し買い
...



「自分は関係ない」と
つい考えがちな悪質商法。
最近はより巧妙に、
悪質になっています。

消費者に迷惑を覚えさせるような
方法で勧誘し、契約を締結させることは
東京都消費生活条例で
禁止されています。

勇気を出して相談することが、
新たな被害者を増やさないことにも
つながります!



最近同じような相談が
多いです!

そうなんですね。
私も注意しなきゃなあ。



困ったときには、
お近くの消費生活センターにご相談ください。

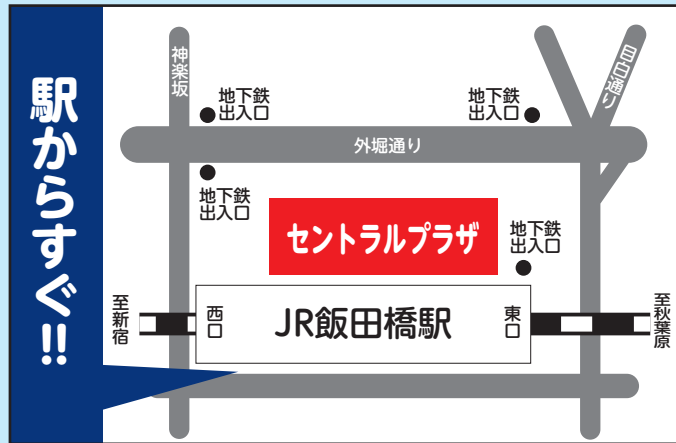
東京都消費生活総合センター

消費生活相談

☎ 03-3235-1155

【受付時間】月～土曜・午前9時～午後5時
(日・祝日・年末年始はお休みです。)

〒162-0823
東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階



東京暮らしWEB

検索



お近くの消費生活相談窓口につながります

消費者ホットライン (局番なし) ☎ 188

リサイクル適性 (A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

東京都消費生活総合センター

高齢者と高齢者を見守る皆様へ
東京都からのお知らせ



怪しいと思ったら… 裏面へ

東京都消費生活総合センター

☎ 03-3235-1155



消費者ホットライン

☎ 188 (局番なし)

お近くの消費生活相談窓口につながります

こちらのシールをはがして使ってください。
冷蔵庫など目立つ所に貼っておきましょう!

困ったときには、お近くの消費生活センターにご相談ください。

何かあったら！
おかしいと
思ったら！

東京都消費生活総合センター

☎03-3235-1155

消費者ホットライン

局番なし ☎188

消費生活センター にすぐ相談！

怪しい
勧誘が来たん
ですが...

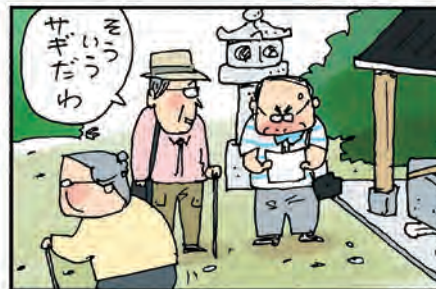


こんな言葉に要注意！

- 今だけ！
- あなただけ！
- 絶対に儲かる！

悪質商法の
手口を漫画で
ご紹介します

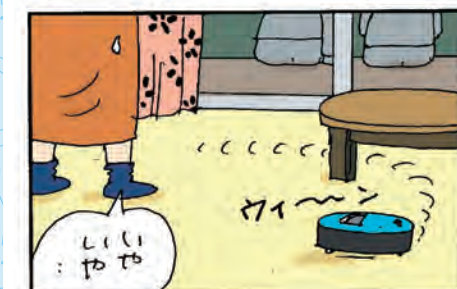
迷惑メール



トラブルを
避ける
ポイント

- 不審な連絡が届く「迷惑メール」に関する相談が多く寄せられています。
- 心当たりがないアドレスから送られてきたメールを安易に信用してはいけません。不審なメールを受け取っても反応しないのが一番です。

事前説明と違って...



トラブルを
避ける
ポイント

- 突然自宅を訪問し、契約を迫る手口が多発しています。
- 契約する前に複数の業者に相談するなど、慎重に検討しましょう！